

事 務 連 絡
平成 26 年 12 月 3 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」等の一部改正について

今般、平成26年11月27日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理事班）及び課長補佐（小動物獣医療担当）から、別添のとおり通知がありました。貴会関係者にも周知方よろしくお願いたします。

このたびの通知は、「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成 26 年政令第 269 号）及び「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令」（平成 26 年農林水産省令第 58 号）が本年 11 月 25 日に施行されたことを踏まえ、①下記の別紙 1～5 の関連通知を改正し、改正法の施行の日から施行すること、②本通知の発出に伴い、「動物用医薬品製造業者の製造所等への立ち入り検査の実施について」（平成 12 年 8 月 16 日 12 畜 A 第 2172 号農林水産省畜産局長通知）は、改正法の施行の日に廃止することを、別添のとおり各都道府県知事等へ通知したので、本会宛て、事務の参考とするとともに、本会会員に対する周知を依頼されたものです。

記

別紙 1 : 「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」 (平成 12 年 3 月 31 日付け 12 畜 A 第 728 号農林水産省畜産局長通知)

別紙 2 : 「動物用シードロッド製剤の品質確保に必要な措置に係る留意点等について」 (平成 21 年 7 月 1 日付け 21 消安第 2928 号農林水産省消費・安全局長通知)

別紙 3 : 「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」 (平成 21 年 7 月 1 日付け 21 消安第 2675 号農林水産省消費・安全局長通知)

別紙 4 : 「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」 (平成 4 年 9 月 1 日付け 4 畜 A 第 2259 号農林水産省畜産局長通知)

別紙 5 : 「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針 (獣医療広告ガイドライン) 等について」 (平成 20 年 6 月 3 日付け 19 消安第 12573 号農林水産省消費・安全局長通知)

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 : 長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成26年11月27日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐(薬事審査管理班)
課長補佐(小動物獣医療担当)

「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」等の一部改正について

平素より動物薬事行政及び獣医事行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

標記のことについて、「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号)等の施行に伴い、関連通知を改正し、別添のとおり各都道府県等へ通知しました。

つきましては、このことについて事務の参考とするとともに、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。



(別添)

写

26消安第4083号

平成26年11月25日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」等の一部改正について

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号。以下「改正法」という。）、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成26年政令第269号）及び「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年農林水産省令第58号）が本年11月25日に施行されます。

これを踏まえ、「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）を別紙1のとおり、「動物用シードロッド製剤の品質確保に必要な措置に係る留意点等について」（平成21年7月1日付け21消安第2928号農林水産省消費・安全局長通知）を別紙2のとおり、「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」（平成21年7月1日付け21消安第2675号農林水産省消費・安全局長通知）を別紙3のとおり、「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」（平成4年9月1日付け4畜A第2259号農林水産省畜産局長通知）を別紙4のとおり、及び「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）等について」（平成20年6月3日付け19消安第12573号農林水産省消費・安全局長通知）を別紙5のとおり改正し、改正法の施行の日から施行しますので通知します。

また、本通知の発出に伴い、「動物用医薬品製造業者の製造所等への立ち入り検査の実施について」（平成 12 年 8 月 16 日 12 畜 A 第 2172 号農林水産省畜産局長通知）は、改正法の施行の日に廃止します。

つきましては、このことについて事務の参考とするとともに、貴管轄下の動物用医薬品等の製造販売業者、製造業者、販売業者、獣医師等の関係者に周知していただくようお願いいたします。

なお、別添のとおり、公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長及び一般社団法人全国動物薬品器材協会理事長宛てに通知したことを申し添えます。